

八女市立長峰保育所乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）運営規程

（乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針）

第1条 八女市立長峰保育所（以下「当保育所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令及び関係通知等（以下「関係法令等」という。）に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を目的として、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第2条 当保育所で実施する事業の区分は、余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 当保育所は、事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じ、乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の利用乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者及び扶養義務者（以下「保護者等」という。）との面談及び当該利用乳幼児の保護者等への援助をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容等）

第3条 当保育所における職員の職種、員数及び職務の内容は、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第56号）に定めるとおりとする。

2 当保育所は、原則として、利用乳幼児に対して食事の提供を行わないものとする。ただし、当該利用乳幼児の保護者等が弁当等を持参した場合は、教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に対する給食の提供方法に準じて、当該利用乳幼児に対して食事の提供を行うものとする。

（乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日）

第4条 乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 乳児等通園支援を提供する時間は、7時30分から18時30分までの範囲内

で利用乳幼児の保護者等が乳児等通園支援を必要とする時間とする。

(利用乳幼児の保護者等から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第5条 利用乳幼児の保護者等は、事業の利用に係る利用者負担額として利用乳幼児1人1時間当たり300円を当保育所に支払うものとする。ただし、市が定める減免基準に該当するときは、当該減免後の利用者負担額によるものとする。

2 当保育所は、前項の支払を受けるほか、乳児等通園支援の提供における便宜に要する費用のうち別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員の総数は、3人とする(各年齢区分ごとに1人を目途)。ただし、当保育所の利用状況等により変動するものとする。

(事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第7条 当保育所は、利用定員の範囲内において、事業の利用の申込を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

2 当保育所は、利用乳幼児が、次に掲げる各号に該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が、乳児等支援給付認定の要件を満たさないとき。

(2) その他、事業の利用について、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第8条 当保育所の職員は、乳児等通園支援の提供を行っているときに利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、市及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施

するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 当保育所は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第11条 前条までに定めるもののほか、当保育所は、関係法令等に基づき、事業を行うものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
利用時間を超過したときの延長料金	1時間未満は1時間に切り上げます。	児童1人1時間 当たり300円

※ その他事業実施に当たり、保護者が負担すべき事由に起因する費用